

鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通運行費等支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取砂丘コナン空港の利用者に対し、鳥取港及び鳥取砂丘までの二次交通の運行を支援することで、鳥取砂丘コナン空港の利用促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の1欄に掲げる事業(以下、「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
2 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費(以下、「補助対象経費」という。)の額の範囲内で、知事が別に定める額とする。
3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する20日前までに行うものとする。ただし、年度当初に開始する事業についてはこの限りではない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号または第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
(1) 本補助金の増額を伴うもの
(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
い。

- (1) 規則第 1 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 2 0 日を経過する日
- (2) 規則第 1 7 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 2 0 日
- 2 規則第 1 7 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

第 9 条 規則第 2 5 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第 2 5 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第 5 条第 1 項の規定は、規則第 2 5 条第 2 項の承認について準用する。

（雑則）

第 10 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率
鳥取砂丘コナン空港周遊バス運行事業	鳥取砂丘コナン空港、鳥取港及び鳥取砂丘との間を周遊する乗合バス事業者	鳥取砂丘コナン空港、鳥取港及び鳥取砂丘との間を周遊する乗合バスの運行経費から運行収入を除いた額 (車内案内装置の設置などバス利用者への利便提供のための整備費を含む。)	定額

様式第1号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備支援事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業計画

(1) 運行経路

系統名	起点・終点 (経由)	キロ程 (km)	運行回数 (回)	実車走行キロ (km)	輸送人員 (人)

実績報告時には、輸送人員の積算資料を添付すること

(2) 運行日・運行期間

(3) 運行時刻等

(4) 運賃等

(5) 運行車両

(6) 利用者への利便提供のための整備

(7) 補助対象経費

(単位：円)

運行経費 (イ)	整備経費 (ロ)	運行収入 (ハ)	その他収入 (ニ)	損益 (ホ) = ((イ)+(ロ)) - ((ハ)+(ニ))	補助対象経費 (ヘ)

3 他の補助金活用の有無

有の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している団体名や部署名、連絡先など）を記載すること。

様式第2号(第4条、第8条関係)

平成 年度鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備補助金収支予算(決算)書

1 収入 (単位:円)

項目	予算額	決算額	差引増減額	内訳
県補助金				
運賃収入				
計				

2 支出 (単位:円)

項目	予算額	決算額	差引増減額	内訳
運行費				
計				

(申請者) 様

鳥取県知事 印

平成 年度鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書で申請のあった平成 年鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備支援事業補助金については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、..... とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるこれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、..... とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取砂丘コナン空港圏域二次交通整備支援事業補助金交付要綱(平成28年4月6日付第201600006034号鳥取県地域振興部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。